

広島県教育委員会規則第一号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十五条（入学手続及び入学許可） 2・3（略）</p> <p>4 入学を許可された者が高等学校専攻科に入学を許可された者である場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、保護者及び保証人（保護者以外の成年の者で、原則として広島県の区域内に住所を有し、かつ、独立の生計を営むものに限る。以下この条において同じ。）が連署する誓約書（入学を許可された者が成年の場合は、保護者の誓約書。以下この条において同じ。）を校長に提出しなければならない。</p> <p>一一三（略）</p>	<p>第十五条（入学手続及び入学許可） 2・3（略）</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が高等学校専攻科に入学を許可された者である場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の誓約書に代えて、保護者及び保証人（保護者以外の成年の者で、原則として広島県の区域内に住所を有し、かつ、独立の生計を営むものに限る。以下この条において同じ。）が連署する誓約書（入学を許可された者が成年の場合は、保護者の誓約書。以下この条において同じ。）を校長に提出しなければならない。</p> <p>一一三（略）</p>

附則

この教育委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。